

兵庫県公報

令和5年5月30日 火曜日 第417号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（地域福祉課）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	2	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2	2
○ 同 上（同）	3	3
○ 同 上（同）	4	4
○ 同 上（同）	5	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5	5
○ 同 上（同）	5	5
○ 同 上（同）	5	5
○ 土地改良事業計画の変更の認可（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	7	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7	7
○ 同 上（同）	7	7
○ 同 上（同）	8	8
○ 同 上（同）	8	8
○ 同 上（同）	8	8
○ 同 上（同）	8	8
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の認可（道路街路課）	9	9
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	9	9
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	9	9
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	10	10
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（同）	10	10
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	10	10
公 告		
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	12	12
○ 同 上（同）	12	12
○ 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（淡路県民局）	12	12
選挙管理委員会告示		
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	13	13

告 示

兵庫県告示第601号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	淫臭まみれ 発情三姉妹	新東宝映画
映 画	テリファー 終わらない惨劇 (原題) TERRIFIER2	ブルーク
映 画	ビデオドローム [4K ディレクターズカット版] (原題) VIDEODROME	東京テアトル



兵庫県告示第602号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
安原 涉	訪問鍼灸マッサージ院 Smile Life	宝塚市平井3-1-20	令和5年3月22日
牟田 毅	らいおん接骨院	川西市東多田1-3-17	同 月 3日



兵庫県告示第603号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
福田 直章	いなみ野鍼灸整骨院	加古郡稲美町国岡6-46



兵庫県告示第604号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市川北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	植田 英俊	神戸市北区道場町塩田2575番地
同	吹田 篤美	同 市同区道場町塩田2285番地
同	前 圭治	同 市同区道場町塩田2141番地
同	下岡 一則	同 市同区道場町塩田2785番地
同	岡崎 健治	同 市同区山田町下谷上字志く志く5番地の85
監事	大西 晨夫	同 市同区道場町道場132番地
同	東馬場 良文	同 市同区道場町塩田2363番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吹田 篤美	神戸市北区道場町塩田2285番地
同	岡崎 健治	同 市同区山田町下谷上字志く志く5番地の85
同	前 圭治	同 市同区道場町塩田2141番地
同	下岡 一則	同 市同区道場町塩田2785番地
同	東馬場 良文	同 市同区道場町塩田2363番地
監事	大西 晨夫	同 市同区道場町道場132番地
同	木下 健二	同 市同区道場町塩田1150番地の2



兵庫県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤 元彦

神戸市小束野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松村 定幸	神戸市西区神出町小束野56番地の171
同	藤本 利之	同 市同区神出町小束野9番地の16
同	山本 正和	同 市同区神出町小束野41番地の48
同	大西 啓男	同 市同区神出町小束野38番地の6
同	溝端 勉	同 市同区神出町小束野41番地の47
同	辻 孝志	同 市同区神出町小束野40番地の28
同	池本 浩一	同 市同区神出町小束野45番地の11
同	大西 昭雄	同 市同区神出町小束野48番地の68
同	谷端 智	同 市同区神出町小束野2番地の29
監事	藤中 竹雄	同 市同区神出町小束野39番地の22
同	汐谷 保	同 市同区神出町小束野37番地の28

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大西 光男	神戸市西区神出町小束野48番地の1
同	汐谷 保	同 市同区神出町小束野37番地の28
同	山本 正和	同 市同区神出町小束野41番地の48
同	大西 啓男	同 市同区神出町小束野38番地の6
同	山本 章博	同 市同区神出町小束野41番地の43
同	松井 博嗣	同 市同区神出町小束野16番地の8
同	大西 昭雄	同 市同区神出町小束野48番地の68
同	川崎 忠義	同 市同区神出町小束野9番地の17
同	松村 幸子	同 市同区神出町小束野56番地の171

監 事	池 本 浩 一	同	市同区神出町小東野45番地の11
同	谷 端 智	同	市同区神出町小東野2番地の29
同	戸 田 武 夫		三木市志染町青山6丁目16番地の10



兵庫県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

国衛土地改良区

退任役員

役員区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

赤 穂 秀 樹

賀 集 昭 雄

前 川 隆 彦

吉 川 満 広

藤 井 照 久

上 田 明 宏

鳥 井 友 保

藤 原 基 延

奥 野 宗 男

白 川 博 一

別 所 敬 二

村 上 佳 弘

上 川 亮 三

田 中 利 明

村 上 幸 利

田 中 義 章

林 久 史

南 貫 博

国 中 孝 繁

白 川 彰 洋

田 中 敏 裕

藤 本 一 男

住 所

南あわじ市神代国衛1231番地

同 市神代国衛1114番地 1

同 市神代国衛1222番地

同 市神代国衛1632番地 1

同 市神代国衛598番地

同 市神代国衛464番地

同 市神代国衛620番地

同 市神代国衛880番地

同 市神代国衛688番地

同 市神代国衛877番地

同 市志知中島662番地

同 市志知中島437番地 2

同 市志知中島932番地

同 市賀集立川瀬984番地 1

同 市賀集立川瀬1009番地

同 市賀集立川瀬856番地

同 市賀集立川瀬969番地

同 市賀集立川瀬850番地

同 市神代国衛1263番地 1

同 市神代国衛679番地

同 市賀集立川瀬971番地

同 市神代国衛676番地

就任役員

役員区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

赤 穂 秀 樹

賀 集 昭 雄

前 川 隆 彦

吉 川 満 広

藤 井 照 久

上 田 明 宏

鳥 井 友 保

藤 原 基 延

奥 野 宗 男

白 川 博 一

別 所 敬 二

村 上 佳 弘

上 川 亮 三

田 中 利 明

住 所

南あわじ市神代国衛1231番地

同 市神代国衛1114番地 1

同 市神代国衛1222番地

同 市神代国衛1632番地 1

同 市神代国衛598番地

同 市神代国衛464番地

同 市神代国衛620番地

同 市神代国衛880番地

同 市神代国衛688番地

同 市神代国衛877番地

同 市志知中島662番地

同 市志知中島437番地 2

同 市志知中島932番地

同 市賀集立川瀬984番地 1

同	田中義章	同	市賀集立川瀬856番地
同	林久史	同	市賀集立川瀬969番地
同	南貫博	同	市賀集立川瀬850番地
監事	白川彰洋	同	市神代国衛679番地
同	田中敏裕	同	市賀集立川瀬971番地
同	藤本一男	同	市神代国衛676番地



兵庫県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

片田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	船越一夫	南あわじ市志知北382番地2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	酒井義夫	南あわじ市志知北375番地



兵庫県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市高和土地改良区	令和5年4月20日



兵庫県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
五ヶ井土地改良区	令和5年3月29日



兵庫県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
新田井堰土地改良区	令和5年3月30日

兵庫県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
深谷土地改良区	維持管理事業	深谷地区	令和5年4月18日

兵庫県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
兵庫県鮎屋川土地改良区	維持管理事業	鮎屋川地区	令和5年4月18日

兵庫県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年5月19日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	八京池地区	令和5年5月30日から 同年6月19日まで	洲本市役所

兵庫県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年5月19日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	尾上尻池地区	令和5年5月30日から 同年6月19日まで	洲本市役所



兵庫県告示第615号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市梅井六丁目828番1及び828番3の一部
- 2 特定有害物質の名称
ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 前記1の土地は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。



兵庫県告示第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間
令和5年5月11日から同年12月22日まで
- 3 作業地域
佐用郡佐用町奥金近328—1番地地先から佐用郡佐用町東中山686番地地先までの鳥取自動車道及びその周辺



兵庫県告示第617号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和5年3月22日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
朝来市生野町上生野地内

~~~~~

**兵庫県告示第618号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和5年5月8日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市柏堂町地内

~~~~~

兵庫県告示第619号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年6月1日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
姫路市西延末、中地、岡田及び飯田地内

~~~~~

**兵庫県告示第620号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年5月22日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市深谷町、菊谷町及び美作町地内

~~~~~

兵庫県告示第621号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和5年5月20日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
西宮市松園町十番一号、二号及び三号地内


~~~~~

**兵庫県告示第622号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.6.35号 岩岡神出線
- 3 事業施行期間  
令和5年5月30日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県明石市大久保町大窪並びに神戸市上新地1丁目、岩岡町古郷及び岩岡地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.6.35号 岩岡神出線
- 3 事業施行期間
令和3年4月20日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~

**兵庫県告示第624号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合  
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 変更認可の年月日  
令和5年5月30日

兵庫県告示第625号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類            | 都市計画の名称     |
|-------|--------------------|-------------|
| 尼崎市   | 阪神間都市計画用途地域        | 住工共存型特別工業地区 |
| 同市    | 阪神間都市計画高度地区        |             |
| 同市    | 阪神間都市計画防火地域及び準防火地域 |             |
| 同市    | 阪神間都市計画特別用途地区      |             |
| 宝塚市   | 阪神間都市計画用途地域        | 宝塚山手台地区地区計画 |
| 同市    | 阪神間都市計画高度地区        |             |
| 同市    | 阪神間都市計画地区計画        | 西高室地区地区計画   |
| 加西市   | 東播都市計画用途地域         |             |
| 同市    | 東播都市計画地区計画         |             |
| たつの市  | 中播都市計画用途地域         |             |
| 豊岡市   | 豊岡都市計画用途地域         |             |

兵庫県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
3047号 甲武中学校
- 3 事業施行期間  
令和5年5月30日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県西宮市樋ノ口町1丁目及び大島町地内
  - (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第627号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                              | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第R04但馬位置<br>0008号 | 5.5.16           | 豊岡市日高町祢布字サフリ1054番の一部、1055番の一部、1056番の一部、1059番の一部 | 5.00         | 32.26        |

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス広畑店  
 所在地 姫路市広畑区長町二丁目1-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス広畑長町店
    - イ 変更後  
 名称 ドラッグコスモス広畑店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 宇野正晃
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 宇野正晃
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 4 変更年月日  
 令和3年8月24日 ほか
- 5 届出年月日  
 令和5年5月17日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年5月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月2日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖西町南山一丁目43番、45番、46番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖西町南山891番地  
矢瀧純一
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年10月3日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-15号（4たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町正條字黒ヶ坪482番2、482番5の一部、483番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市東灘区向洋町中2丁目1番地214号棟418号室  
迫田清己
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年1月10日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-24号（4たつの）



**公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

令和5年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

|                   |                  |                                                                                                                     |
|-------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定番号              | 認定年月日<br>(平成年月日) | 公告対象区域                                                                                                              |
| 第R05淡路団連<br>0001号 | 5.5.9            | 洲本市宇原字ニカンジョ721番3、721番7<br>字鍛冶ヶ下755番1、755番3、755番4、756番1、756番7、756番8、<br>756番10、761番1<br>字祖母内770番1<br>字居屋敷772番3、774番3 |

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第25号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和5年5月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

その他の政治団体

| 名称                       | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                                |
|--------------------------|--------|---------|-------------------------------------------|
| 明石を良くする会                 | 横山 伸吾  | 守屋 雅司   | 明石市大久保町大窪899—3                            |
| 朝倉えつ子後援会                 | 野村 久   | 高橋 満子   | 神戸市北区鈴蘭台南町4丁目6—7                          |
| 安藤なの香後援会                 | 安藤 なの香 | 安藤 なの香  | 伊丹市野間北6丁目8—26                             |
| 池田よしひろ後援会                | 池田 宜広  | 池田 香織   | 美方郡新温泉町清富2                                |
| 医師と西宮を創る会                | 紀伊 正彦  | 福島 恵美   | 西宮市高松町18—12                               |
| 伊藤たかえ兵庫県弁護士会<br>有志後援会    | 白 承豪   | 中山 稔規   | 神戸市中央区中町通2—3—2<br>三共神戸ツインビル6階みなと<br>法律事務所 |
| 伊藤仁後援会                   | 伊藤 仁   | 伊藤 仁    | 豊岡市八社宮813—2                               |
| いば聡と宝塚市民の健康向上を<br>目指す会   | 伊庭 聡   | 伊庭 麻友香  | 宝塚市南ひばりガ丘2丁目6—<br>9 ラークヒルズ壺番館103          |
| 大谷かんすけ後援会                | 立浪 勉   | 大谷 禎誉   | 尼崎市立花町1丁目13番10                            |
| おのうえ直子後援会                | 金田 龍治  | 末 廣 亜矢子 | 尼崎市東難波町4丁目21—35—<br>115                   |
| 楠田真を応援する会                | 楠田 真   | 楠田 真    | 神崎郡市川町沢823—1                              |
| 小西彦治を応援する会               | 小西 彦治  | 小西 彦治   | 伊丹市春日丘4丁目110番地                            |
| これからの神河町をみなさんと<br>共に考える会 | 藤原 裕和  | 田村 朱    | 神崎郡神河町高朝田795番地の<br>21                     |

|                |       |      |                       |
|----------------|-------|------|-----------------------|
| 栄会             | 阿南信也  | 中村享子 | 神戸市中央区割塚通5丁目2-1       |
| なおはら哲生後援会      | 猶原哲生  | 山根敏朗 | 宍粟市千種町下河野395          |
| 中山たけのぶ後援会      | 中山竹信  | 中山潤子 | 赤穂郡上郡町八保甲141-1        |
| 西宮をもっとオープンにする会 | 小枝佐世  | 鈴木晶博 | 西宮市北名次町8-18-103       |
| 西はりま立憲主義者の会    | 日野智貴  | 日野智貴 | たつの市龍野町富永227-2        |
| ねだ敬介後援会        | 根田敬介  | 根田紗季 | 丹波市氷上町本郷102-8         |
| 畠中光成後援会        | 畠中光成  | 畠中由圭 | 西宮市今在家町2-25-402       |
| 藤本政経研究会        | 藤本騎士  | 藤本例子 | 赤穂郡上郡町山野里2353-1       |
| 文化薫る芦屋の会       | 竹山清明  | 岩崎俊三 | 芦屋市春日町1-17            |
| 宮元ゆうすけ後援会      | 宮元裕祐  | 宮元裕祐 | 宍粟市波賀町安賀282-3         |
| 未来政経調査会21      | 有年真記  | 内山望  | 赤穂郡上郡町山野里2353-1       |
| 村上ひろし後援会       | 村上博   | 紀伊正彦 | 西宮市長田町1-20 403号室      |
| 本林むねおき後援会      | 本林司   | 坂本勝士 | 赤穂郡上郡町船坂1027          |
| よこやま伸吾後援会      | 西濱香住  | 藤井陽子 | 明石市大久保町大窪899-3        |
| 吉積毅後援会         | 吉積毅   | 吉積明美 | 丹波市氷上町成松317           |
| 拉致被害者を救う会兵庫    | 横山千明  | 三原康男 | 明石市鍛冶屋町1-6 浜西ビル<br>3F |
| わしだまおさんを市政に送る会 | 橋本貴美男 | 鷲田丘枝 | 尼崎市立花町1-13-9          |